

用語と分類

1 年齢

平成19年9月30日現在による満年齢

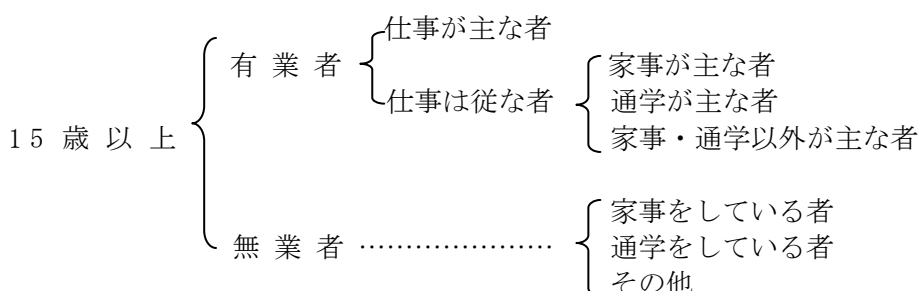
2 世帯所得

世帯所得とは、世帯主、世帯主の配偶者及びその他の親族世帯員が通常得ている過去1年間（平成18年10月～19年9月）の収入（税込み額）をいう。

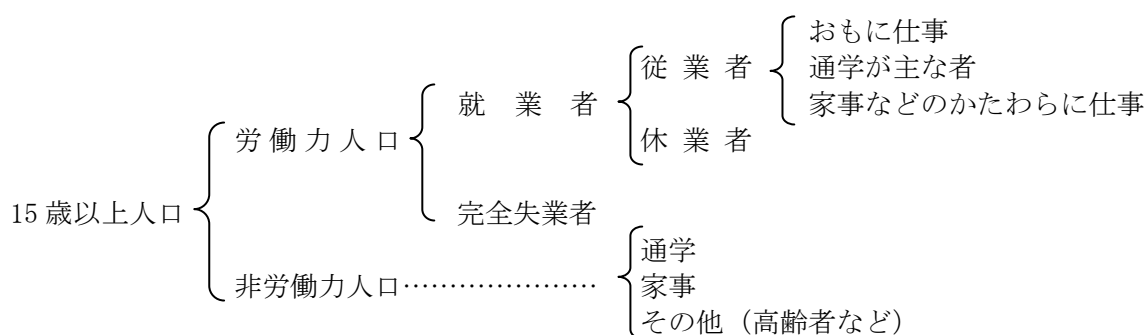
なお、年金、恩給など定期的に得られる収入は含めるが、土地、家屋や証券などの財産の売却によって得た収入、預貯金の引き出しなど所有財産を現金化したものや、相続、贈与、退職金などの臨時的な収入は含まない。

3 就業状態

15歳以上の者を、ふだん就業・不就業の状態により、次のように区分した。



《参考》労働力調査（月末1週間の就業・不就業状態を把握）



<就業状態のとらえ方>

国勢調査や労働力調査が月末1週間の就業・不就業の状態を把握しているのに対し、この調査では、ふだん就業・不就業の状態を把握している。

- ・有業者…ふだん収入を得ることを目的として仕事をしており、調査日（平成19年10月1日）以降もしていくことになっている者及び仕事は持っているが現在は休んでいる者
なお、家族の人が自家営業（個人経営の商店、工場や農家など）に従事した場合は、その家族の人が無給であっても、自家の収入を得る目的で仕事をしたことになる。
- ・無業者…ふだん仕事をしていない者、すなわち、ふだん全く仕事をしていない者及び臨時的にしか仕事をしていない者

4 従業上の地位

- ・自営業主…個人経営の商店主、工場主、農業主、開業医、弁護士、著述家、家政婦など自分で事業を営んでいる者
- ・家族従業者…自営業主の家族で、その自営業主の営む事業に従事している者
なお、原則的には無給の者をいうが、小遣い程度の収入のある者についても家族従業者としている。
- ・雇用者…会社員、団体職員、公務員、個人商店の従業員など、会社、団体、個人、官公庁、個人商店などに雇われている者

- ・会社などの役員…会社の社長，取締役，監査役，各種団体の理事，監事などの役職にある者

5 雇用形態

「会社などの役員」以外の雇用者を，勤め先での呼称によって，「正規の職員・従業員」，「パート」，「アルバイト」，「労働者派遣事業所の派遣社員」，「契約社員」，「嘱託」，「その他」の七つに区分した。これらに「会社などの役員」を加えた8区分を雇用者全体の雇用形態区分として用いることもある。

また，「正規の職員・従業員」以外の6区分をまとめて「非正規就業者」とした。

- ・正規の職員・従業員…一般職員又は正社員などと呼ばれている者
- ・パート…就業の時間や日数に関係なく，勤め先で「パートタイマー」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
- ・アルバイト…就業の時間や日数に関係なく，勤め先で「アルバイト」又はそれらに近い名称で呼ばれている者
- ・労働者派遣事業所の派遣社員…労働者派遣法に基づく労働者派遣事業所に雇用され，そこから派遣されて働いている者
- ・契約社員…専門的職種に従事させることを目的に契約に基づき雇用され，雇用期間の定めのある者
- ・嘱託…労働条件や契約期間に関係なく，勤め先で「嘱託職員」又はそれに近い名称で呼ばれている者
- ・その他…上記以外の呼称の場合

6 産業

産業は，就業者が実際に働いていた事業所の事業の種類によって定めた。ただし，労働者派遣法（昭和60年法律第88号）に基づく人材派遣企業からの派遣社員については，派遣先の事業所の事業の種類によっている。

産業分類は，日本標準産業分類（平成14年3月改訂）に基づき，就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。

7 職業

職業は，就業者が実際に従事していた仕事の種類によって定めた。

職業分類は，日本標準職業分類（平成9年12月改訂）に基づき，就業構造基本調査に適合するように集約して編集したものをを用いている。

8 所得

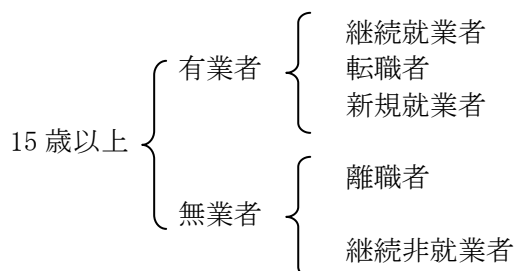
単に「所得」という場合は，本業から通常得ている年間所得（税込み額）をいう。

なお，家族従業者については，所得の各区分には含めず，総数にのみ含めている。

- ・自営業主の所得…過去1年間に事業から得た収益，すなわち，売上総額からそれに必要な経費を差し引いたもの
- ・雇用者の所得…賃金，給料，手間賃，諸手当，ボーナスなど過去1年間に得た税込みの給与総額（現物収入は除く）

9 就業異動

過去1年以内の就業異動により，15歳以上の者を次のように区分した。



- ・継続就業者…1年前も現在と同じ勤め先（企業）で就業していた者
- ・転職者…1年前の勤め先（企業）と現在の勤め先が異なる者
- ・新規就業者…1年前には仕事をしていなかったが，この1年間に現在の仕事に就いた者

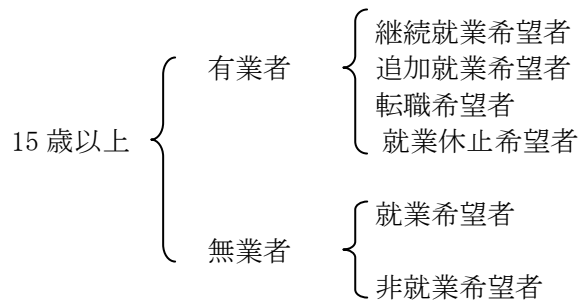
- ・離職者…1年前には仕事をしていたが、その仕事をやめて、現在は仕事をしていない者
- ・継続非就業者…1年前も現在も仕事をしていない者

10 前職

現在の仕事に就く以前にしていた仕事のことであり、「転職者」及び「離職者」については1年前の仕事指し、「継続就業者」、「新規就業者」及び「継続非就業者」については1年以上前に離職経験がある場合の最も最近に離職した仕事を指す。また、「転職就業者」及び「離職非就業者」については最も最近の離職した仕事を指す。

11 就業希望

就業に関する希望により、15歳以上の者を次のように区分した。



- ・継続就業希望者…現在持っている仕事を今後も続けていきたいと思っている者のうち、「追加就業希望者」に該当しない者
- ・追加就業希望者…現在就いている仕事を続けながら、他の仕事もしたいと思っている者
- ・転職希望者…現在就いている仕事を辞めて、他の仕事に変わりたいと思っている者
- ・就業休止希望者…現在就いている仕事を辞めようと思っており、もう働く意思のない者
- ・就業希望者…何か収入になる仕事をしたいと思っている者
- ・非就業希望者…仕事をする意思のない者

12 求職活動の有無

有業者のうちの「追加就業希望者」と「転職希望者」及び無業者のうちの「就業希望者」について、実際に仕事を探したり、準備したりしているかどうかによって、求職者と非求職者とに区分した。

また、無業者のうち就業を希望して実際に求職活動を行っている者で仕事があればすぐ就くつもり(1週間以内)の者を就業可能求職者とした。

13 比率について

- ・継続就業率…継続就業者の現在の有業者に占める割合
- ・転職率…転職者の1年前の有業者に占める割合
- ・新規就業率…新規就業者の現在の有業者に占める割合
- ・離職率…離職者の1年前の有業者に占める割合
- ・継続非就業率…継続非就業者の現在の無業者に占める割合
- ・再就職率…前職を辞めた者(転職者及び離職者)に占める転職者(再就職者)の割合
- ・求職者率…求職者の現在の無業者に占める割合
- ・就業可能求職率…就業可能求職者の現在の無業者に占める割合
- ・継続就業率…継続就業者の現在の有業者に占める割合